

社会教育ふっさ

平成18年度

福生市教育委員会

市 民 憲 章

美しく連なる山なみを望み、しずかに流れる多摩川のもと、雑木林と桑畑の武蔵野台地にひらけた福生市は多くの人たちのたゆみない努力によって発展をつづけています。

私たち市民は、この地をふるさととして愛し、平和を願い、いきいきとした市民のまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

1. 私たちは 健康な心と体をつくり ^{じゅうじつ} 充実した豊かな日々をおくりましょう。

1. 私たちは 老人を ^{うやまい} 敬い 子供の ^{すこ} 健やかな成長につとめ 明るい家庭をつくりましょう。

1. 私たちは 自然をたいせつにし 花や木を育て 美しい緑のまちをつくりましょう。

1. 私たちは ^{きょうよう} 教養を高め ^{じょうそう} 情操を養い 文化の薫るまちをつくりましょう。

1. 私たちは たがいに親しみ 助けあい みんなが幸せになるまちをつくりましょう。

は じ め に

平成 18 年度の社会教育活動の実績をまとめ、「社会教育ふっさ」を発刊いたしました。

さて、平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、教育再生は新たな一步を踏み出しました。制定から約 60 年、科学技術の進歩、情報化、少子高齢化、価値観の多様化、社会全体の規範意識の低下など、教育をとりまく環境は大きく変わりました。新たな教育基本法では、学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力の規定が新設され、教育全般について様々な課題が生じている中、学校、家庭、地域など、社会全体が協力して教育改革に取り組むことが重要となっています。

福生市では、平成 18 年度に子どもが地域の中で、健やかに育まれる環境づくりの施策についての検討が進められ、放課後、見守りの中で安心してすごせる場として「ふっさっ子の広場」が平成 19 年度からスタートすることとなりました。

社会教育行政の分野においては、生涯学習推進計画の推進目標である市民が学ぶ楽しさに気づき、学習活動に意欲的に取り組み、学習成果が多様な分野で生かされ、ゆとりといきがいのある生活を送れる社会、さらに文化がはぐくまれ、一人ひとりが健康でいきいきと輝く社会『人 かがやくまち 福生』の実現に向けて、市民のみなさんとともに努力していかなければなりません。

平成 18 年度も社会教育事業について数々の取り組みを行ってきました。

この社会教育活動のまとめが、社会教育活動の基礎資料として皆様方の一助となれば幸いです。

平成 19 年 9 月

福生市教育委員会

教育長 宮 城 眞 一